

越前市告示第 1 2 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、本市の町の区域を変更し、及び字の区域を廃止したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る町の区域の変更及び字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 3 条第 4 項の規定による武生市芝原土地区画整理事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 1 9 年 1 0 月 2 4 日

越前市長 奈 良 俊 幸

次の区域を芝原四丁目に編入し、小字を廃止する。

大 字	字	地 番
芝原五丁目	9 字定法	6 の 2 7 の 2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部		

次の区域を芝原五丁目に編入し、小字を廃止する。

大 字	字	地 番
芝原四丁目	2 6 字赤金 町	1 2 の 4 1 3 の 2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部		

次の区域の小字を廃止する。

大 字	字	地 番
芝原四丁目	2 6 字赤金 町	1 2 3 の 1 から 3 の 3 まで 4 5 の 1 5 の 2 6 7 8 の 1 9 の 1 から 9 の 3 まで 1 1 1 2 の 1 1 3 の 1 1 4
	2 7 字江越	1 5 の 7 1 7 の 1 1 7 の 2

芝原五丁目	7 字南石畑	3 1 の 4
	8 字軍町	1 の 1 1 の 2 2 の 1 から 2 の 3 まで 3 の 1 か ら 3 の 3 まで 4 の 1 4 の 2 5 6 7 の 2 9 の 2 1 0 の 2 1 3 の 2 1 4 の 2 1 4 の 4 1 5 の 2
	9 字定法	1 2 の 3 1 2 の 4 1 3 の 2 1 3 の 3
	1 0 字長橋	1 から 6 まで 7 の 1 7 の 2 8 9 の 1 9 の 2 1 1 の 1 1
	1 1 字堂宇 南	1 の 1 から 1 の 4 まで 2 の 2 4 5 の 1 5 の 2 6 の 1 から 6 の 1 2 まで 7 の 1 7 の 2 1 7 の 2 から 1 7 の 5 まで 1 8 1 9
	1 2 字九段 田	1 の 1 1 の 2 2 の 1 2 の 2 3 4 の 1 4 の 2 5 6 7 の 1 7 の 2 8 の 1 から 8 の 3 まで 9 の 1 から 9 の 3 まで 1 0 の 1 1 0 の 2
	1 3 字修理 田	1 の 1 1 の 2 2 の 1 2 の 2 3 4 の 1 5 の 1 4 8 の 1 4 1 3 の 1 1 3 の 2 1 4 の 2 1 4 の 3 2 4 の 1 2 4 の 2 2 5 2 6 2 7 の 1 2 7 の 2 2 8 の 1 2 8 の 2 2 9 の 1 から 2 9 の 5 まで
	1 4 字小清 水	1 2 の 1 2 の 2 2 の 6 2 の 9 3 4 5 の 1 から 5 の 3 まで 6 の 1 6 の 5 6 の 7 6 の 1 0 から 6 の 1 2 まで 2 5 の 2 2 5 の 1 0 2 7 の 2 2 7 の 9 2 8 の 1 2 8 の 5 2 8 の 8 2 9 3 0 の 1 3 0 の 2 3 0 の 5 3 0 の 6 3 0 の 8 から 3 0 の 1 0 まで 3 1 の 2 3 1 の 5 3 1 の 6 3 6 の 2 3 6 の 5 3 6 の 6 3 7 の 1 3 7 の 2 3 8 の 1 から 3 8 の 4 まで
	1 5 字三庄 木	3 0 の 6 3 0 の 1 0 3 0 の 1 2 3 2 の 3 3 3 の 1 3 3 の 4 から 3 3 の 6 まで

	1 9 字 縄 添	1 8 の 4	1 9 の 2	1 9 の 5	1 9 の 6	2 0 の
		1	2 0 の 4	2 0 の 6		
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部						